

授業科目名	【G】 【EF】	憲法(統治)Ⅱ 憲法(統治)Ⅱ	区分 選択	開講年次	【G】2 【EF】2	単位数	【G】2 【EF】2
科目区分	専門科目						
授業形態	対面授業						
担当形態	単独	【G】 【EF】					
施行規則に定める科目区分又は事項等							
サブタイトル	内閣 裁判所 財政 地方自治			担当者	小林 伸一		
授業概要	【概要】	日本国憲法における内閣、裁判所、財政、地方自治に関する基礎概念、基礎理論、重要な論点について通説に即しながら講述する。					
	【到達目標】	内閣、裁判所、財政、地方自治に関する基礎概念、基礎理論、通説、判例を修得する。					
履修条件	本講義は、すべての受講生が憲法概論の単位を修得していること、並びに憲法統治Ⅰを履修済であることを前提に進める。						
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)					
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)					
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)					
他科目との関連性	本講義では憲法(統治)Ⅰの前半で講述する権力分立主義等の統治機構法の原理を必要に応じて取り上げる。また、憲法(統治)Ⅰで説明する国会の地位、国会の権能は、本講義で解説する議院内閣制を理解するために必須である。						
教科書	芦部信喜著・高橋和之『憲法第七版』(岩波書店 2019年) 適宜、Google Classroom上に講義レジュメを提示する。						
参考書	高橋和之著『立憲主義と日本国憲法第5版』(有斐閣 2020年)						
評価方法	2回にわたる課題及び2回の中間テストに対する解答の成績を基に評価する。						
フィードバック方法	中間テストには毎回、模範解答を提示する。また、節目節目で授業内容に対する受講生からの質問や意見を受け付け、これに回答する。						
評価基準	本講の趣旨・内容につき、これを十分に把握し、そのことが課題、中間テストに対する解答に顕著に反映されていると判断できる受講生は、「S」または「A」とする。講義内容の理解が必ずしも十分とはいえず、しかも解答上の表現が的確とはいえない受講生は、その程度に応じて「B」または「C」とする。講義内容に対する理解が明らかに不十分で、しかもそのことが解答内容・表現に如実に表れている受講生は、その程度に応じて「D」または「E」とする。正当な理由なく課題の解答をしなかった受講生は、「F」とする。						
その他	受講生は、google classroomに提示される講義レジュメや資料をダウンロードしプリントアウトできるようネット環境を整える必要がある。予習・復習は、各120分程度を目安としてください。						

授業 科目名	【G】	憲法(統治)Ⅱ	区 分	開講年次	【G】2	単位数	【G】2
	【EF】	憲法(統治)Ⅱ	選 択		【EF】2		【EF】2
授業回数	授業内容						
1	ガイダンス 憲法(統治)Ⅰの復習と補完						
	予習:	297頁～332頁		復習:	国会の組織と権能		
2	行政権の概念 独立行政委員会						
	予習:	333頁～336頁		復習:	積極目的説 行政控除説		
3	内閣の組織						
	予習:	336頁～338頁		復習:	合議制 独任制 内閣法 内閣府設置法 国家行政組織法		
4	内閣の権能						
	予習:	338頁～341頁		復習:	法律の誠実な執行 国務の総理 委任命令		
5	議院内閣制その1(政治的責任 協働関係)						
	予習:	339頁～343頁		復習:	政治的責任 協働関係		
6	議院内閣制その2(衆議院の解散 7条説 制度説 苫米地訴訟)						
	予習:	343頁から346頁		復習:	衆議院の解散 7条説 制度説 苫米地訴訟		
7	司法権の独立 司法権の概念その1(裁判官の職権の独立等)						
	予習:	347頁～349頁 367頁～370頁		復習:	大津事件 裁判官の職権の独立 具体的な争訟		
8	司法権の概念その2(法律上の争訟等)						
	予習:	349頁～352頁		復習:	法律上の争訟 警察予備隊違憲訴訟 板まんだら事件		
9	司法権の限界						
	予習:	352頁～357頁		復習:	統治行為 砂川事件 苫米地訴訟 部分社会の法理		
10	裁判所の組織 最高裁判所の権限						
	予習:	368頁～364頁		復習:	特別裁判所の禁止 規則制定権		
11	憲法の保障 違憲立法審査制その1(付随的違憲審査 抽象的違憲審査等)						
	予習:	386頁～392頁		復習:	付随的違憲審査 抽象的違憲審査 警察予備隊違憲訴訟		
12	違憲立法審査制その2(必要性の原則 憲法判断回避の準則 合憲限定解釈)						
	予習:	392頁～394頁		復習:	必要性の原則 憲法判断回避の準則 合憲限定解釈 恵庭事件		
13	違憲立法審査制その3(立法事実 法令違憲 適用違憲等)						
	予習:	395頁～404頁		復習:	立法事実 法令違憲 適用違憲 個別的効力説		
14	財政						
	予習:	371頁～377頁		復習:	財政民主主義 租税法律主義 予算法形式説 旭川国民健康保険事件		
15	地方自治						
	予習:	378頁～385頁		復習:	住民自治 団体自治 奈良県ため池条例事件 徳島市公安条例事件		

科目コード B212-3-X